

新 旧 対 照 表

改
正
後

別表2 (第12関係)

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(1)
(4) [略]

〔注〕 月別の概略的温度区分

地域 温度	北海道沖縄を除く地域	北 海 道	沖 縄	摘 要
5度以上～7度未満	12月～2月	11月	—	北海道における12月～3月の燐化アルミニウムくん蒸は、 くん蒸中、5度以上の殺菌温度が確保されると認められる場合は、 左記の概略的温度区分にかかわらず11月の温度区分により 実施できるものとする。
7度以上～10度未満	3月	4月	—	
10度以上～15度未満	4月・11月	5月・10月	—	
15度以上～20度未満	5月・10月	6月・9月	12月～3月	
20度以上	6月～9月	7月～8月	4月～11月	

ただし、(1)の倉庫くん蒸の場合は、当分の間、「1 臭化メチルによる消毒方法の基準」の〔注〕1を準用する。

現
行

別表2 (第12関係)

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(1)
(4) [略]

〔注〕 月別の概略的温度区分

地域 温度	北海道沖縄を除く地域	北 海 道	沖 縄	摘 要
5度以上～7度未満	12月～2月	11月	—	
7度以上～10度未満	3月	4月	—	
10度以上～15度未満	4月・11月	5月・10月	—	
15度以上～20度未満	5月・10月	6月・9月	12月～3月	
20度以上	6月～9月	7月～8月	4月～11月	

ただし、(1)の倉庫くん蒸の場合は、当分の間、「1 臭化メチルによる消毒方法の基準」の〔注〕1を準用する。